

令和4年度上島町ふるさと応援寄附金の運用状況について

上島町では、本町のまちづくりを応援してくださる全国の皆さまから、上島町ふるさと応援寄附金（ふるさと納税）として、令和4年度は、1,893件、22,467,000円をいただきました。

寄附金につきましては、ゆめしま奨学金、子供が元気なまちづくり、人が元気なまちづくり、生業が元気なまちづくり、新型コロナウイルス感染症対策などの事業の貴重な財源として活用させていただきましたので、令和4年度における寄附金の運用状況を公表いたします。

今後も、多様な事業に活用させていただきますので、全国の皆さまの温かいご支援を引き続きよろしくお願いいたします。

事業の種類	実 績	令和4年度寄附金採納による運用額等				事業費のうち 基金取崩額	
		当 年 度 寄 附 件 数	当 年 度 寄 附 金 額	NPOへの支援 交付金 ※1	うち基金積立額※2		
					当年度への 積 立 額	翌年度への 積 立 額	※3
1 上島町ゆめしま奨学金		967件	10,960.5千円		6,875.5千円	4,085千円	2,723千円
2 「子供が元気なまちづくり」に関する事業		434件	4,984千円		3,232千円	1,752千円	1,480千円
3 「人が元気なまちづくり」に関する事業		216件	2,818.5千円		2,065千円	753.5千円	765千円
4 「生業が元気なまちづくり」に関する事業		226件	3,171.5千円		2,446.5千円	725千円	671千円
5 新型コロナウイルス感染症対策		38件	412.5千円		301.5千円	111千円	360千円
6 特定非営利活動法人（NPO）の支援		12件	120千円	114千円			
合 計		1,893件	22,467千円	114千円	14,920.5千円	7,426.5千円	5,999千円

※1 NPOの支援交付金は、寄附額の95%（5%は町事務手数料）を、ふるさと応援活動支援交付金として交付しています。

※2 基金は年度単位ではなく暦年単位で積み立てるため、令和4年度の寄附金のうち、令和4年4月～12月分の寄附が令和4年度に基金へ積み立てられ、令和5年1月～3月分の寄附については令和5年度に基金に積み立てられます。

※3 令和2年度に基金に積み立てられた寄附金（令和2年1～12月分）分を充当しています。

せとうち交流館だより

◀メディア室・展示室のご案内▶

- てまり（てまりグループ）
- 展示室 8/1～31 愛木会（作品等展示）
- 8/5～16 総務課（原爆パネル展）

新着図書 ※入荷次第貸出となりますので、ご了承ください。

題 名	作 者	題 名	作 者
今さら、再びの夫婦二人暮らし	上田 淳子	いつか君が運命の人	宇山 佳佑
東大に名探偵はいない	市川 憂人	奔れ、空也 空也十番勝負（十）	佐伯 泰英
102 歳、一人暮らし。哲代おばあちゃん の心も体もさびない生き方	石井 哲代	りなていの一週間 3500 円献立 2 (TJMOOK)	RINATY
宇宙人に会おう前に読む本	高水 裕一	ヨモツイクサ	知念 実希人
ぼんぼん彩句	宮部 みゆき	お江戸やすらぎ飯	鷹井 伶
ぎょうん	町田 そのこ	南総里見八犬伝㊦	曲亭 馬琴
ストロベリームーン	芥川 なお	南総里見八犬伝㊧	曲亭 馬琴
アホウドリの迷信	岸本 佐知子	南総里見八犬伝㊨	曲亭 馬琴
コメンテーター	奥田 英朗		

■ 愛媛県立図書館の図書を借りることができます。受付までお問合せください。

■ 図書のリクエストを受け付けています。

●問い合わせ せとうち交流館
上島町弓削下弓削 1037-2
☎ 77-2252 ☎ 77-2292

●ご利用案内 開館時間 8:30～17:15

種類	貸 出 限 度	貸出期間
図書	1人5冊まで（うち新着本2冊）	3週間
DVD	1人3本まで（うち新着DVD1本）	1週間 新着DVD3日間

8月3日は「司法書士の日」です。

8/3～8/10まで、県下各司法書士事務所にて
相続に関する無料相談を実施します。

愛媛県司法書士会では、「司法書士の日」に合わせ、下記のとおり無料相談を実施します。相続登記をはじめとして、遺言、遺産分割協議など相続に関する相談に、司法書士が適切にアドバイスを行います。

相続登記とは、相続した不動産の名義を相続人に変更することをいいます。令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます。

それにより、不動産の相続人には、**相続が開始して所有権を取得したことを知ってから3年以内に相続登記をすることが義務付けられます**。また、令和6年4月1日以前の相続でも、相続登記がされていないものは義務化の対象になります。（**正当な理由なく義務に違反した場合は、10万円以下の過料が科されることもあります**。）

不動産の名義を変更していないと、そのままでは売却することはできず、担保にして融資を受けようとする場合などにも手続きが順調に進みません。また、長い間放置しておく、と、相続権のある人が次第に増えて権利関係が複雑になり、さまざまなトラブルが発生することも少なくありません。そのため、できるだけ早い時期に登記手続を行うことが重要となります。

司法書士は、「くらしの法律家」として、市民の権利擁護に寄与します。

◆日時・場所 令和5年8月3日～10日

※県下各司法書士事務所で、随時承ります。

各事務所に連絡のうえ**事前の予約**をお願いします。

※フリーダイヤル0120-13-7832（相続登記相談センター）にて最寄りの司法書士事務所をご紹介することもできます。

◆相談料 無料

◆相談例 登記名義人が亡くなった先々代のままです。パートナーに全財産を相続させたいのですが……。相続人の中に行方不明の人がいて、遺産分割協議ができません。など

◆◆◆◆◆ 本件に関するお問い合わせ先 ◆◆◆◆◆
〒790-0062 松山市南江戸1丁目4番14号
愛媛県司法書士会 ☎089-941-8065

★相続登記相談センター★（いさんの なやみに）
【受付フリーダイヤル】**0120-13-7832**

●えひめ救急電話相談「#7119」の積極的な利用を！

ご自身や家族の急な病気や怪我で不安を抱えたときに、救急車を呼んだ方がいいか、病院へ行った方がいいか、それとも様子を見た方がいいか、判断に迷った場合は、救急電話相談「#7119」へ電話しましょう！看護師・医師が症状を確認し緊急度を判定した上で、適切にアドバイスしてくれます。年中無休、相談無料です！



●問い合わせ

県消防防災安全課
☎089-912-2316
☎089-941-0119

●愛媛県食品表示ウォッチャー募集中！

お住まいの地域で、食品販売店の食品表示のモニター活動をしていただく「食品表示ウォッチャー」を募集中です。

【募集期間】～8月31日まで

【応募資格】



- (1) 令和5年11月1日現在で、満18歳以上の方
- (2) 愛媛県内在住の方
- (3) 県に対して、食品の品質表示状況に関する報告および不適正な食品表示の通報を行うことができる方
- (4) 県が行う食品表示に関する研修を受けることができる方

●問い合わせ 県農産園芸課 ☎089-912-2565
☎089-912-2564